

聴聞等の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の設置場所を定める告示

〔平成12年11月24日
公安委員会告示第155号〕

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の13の2及び第30条の2の2、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第10条及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)第12条第2項に規定する聴聞並びに道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条第2項及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)第11条第2項に規定する意見の聴取並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成3年国家公安委員会規則第5号)第15条第1項(同項の規定の例によることとされる場合並びに同規則第16条第4項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。))及び第23条第3項(同項の規定の例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する意見聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板を神戸市中央区下山手通5丁目4番1号兵庫県警察本部庁舎前に設置し、平成12年11月24日から施行する。

なお、平成6年兵庫県公安委員会告示第107号(意見聴取の期日及び場所を公示する公安委員会の掲示板の設置場所を定める告示)は、平成12年11月23日限り、廃止する。